

公益財団法人 がんの子どもを守る会職員給与規程

制 定	昭和51年	4月24日
改定	平成6年	4月1日
改定	平成13年	4月1日
改定	平成19年	4月1日
改定	平成21年	4月1日
改定	平成22年	6月10日
改定	平成24年	4月1日

(総則)

第1条 公益財団法人がんの子どもを守る会の職員(がんの子供を守る会就業規則以下「就業規則」という)第3条第1号に定める職員をいう。以下同じ)に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 扶養手当
- (3) 管理職手当
- (4) 地域手当
- (5) 通勤手当
- (6) 住居手当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 休日給
- (9) 宿直手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。但し、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うことができる。

(職員別給与台帳)

第4条 理事長は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払わなければならない。

(俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを職員俸給表別表に定める職務の級に分類するものとする。

2 職員の俸給表は、別表のとおりとし、その額は月額とする。

(初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、別に定めるところによる。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、別に定めるもののほか、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号俸)とする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(給与の支給日)

第9条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、通勤手当及び住居手当は、その月の1日から末日までの月額の全額を、超過勤務手当、休日給及び宿直手当は、前月1か月分を25日に支給するものとする。但し、その日が日曜日に当たるときは、その日の前々日(その日が休日に当たるときは26日)に支給し、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。但し、その日が日曜日に当たるときは、その日の前々日に支給し、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日に支給する。

(日割計算)

第10条 新たに職員となった者又は休職、停職、育児休業若しくは介護休業が終了して職務に復帰した者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が休職、停職にされ又は育児休業若しくは介護休業を始めた場合には、その日

の前日までの俸給を支給する。

- 3 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 4 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 5 第1項、第2項又は第3項の規定により俸給を支給する場合であってその月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、及び弟妹

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当に係る届出)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合にはその職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を扶養親族届（様式1）に記入し、理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。但し、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る者のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項但し書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(管理職手当)

第13条 理事長が任命する管理、又は監督の地位にある職員に対しては、管理職手当を支給することができる。管理職手当の額は別に定める。

(地域手当)

第14条 地域手当は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に浅草橋及び亀戸事務所に在勤する職員は100分の14を乗じて得た額を、大阪事務所に在勤する職員は100分の11を乗じて得た額を支給する。

2 職員が浅草橋又は亀戸事務所から大阪事務所に異動した場合、異動の日から2年間は異動前の支給割合とし、2年を経過した時は、100分の11

とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤手当のための交通機関を利用してその運賃を負担するところを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤手当のための交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2 通勤手当の額は、運賃、時間、距離及び支給単位期間等の事情にてらし、最も経済的かつ合理的認められる経路、方法によるものとし、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という）ただし運賃相当額を支給単位期間の月で除した額（以下「1ヶ月当たりの運賃相当額」という）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
- (2) 前項第2号に掲げる職員、自転車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,100円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては6,500円、片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては8,100円、片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては11,300円、片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては13,700円、片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては16,100円、片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては18,500円、片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては20,900円、片道45キロメートル以上の職員にあつては21,800円、
- (3) 前項第3項に掲げる職員、前2号に定める額とする。ただし、1ヶ月当たり運賃等相当額に前号の額を加算した額の合計額が55,000円を超えるときは、最も支給単位期間の長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

- 3 職員の出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないことになるときは、その月の通勤手当は支給しない。
- 4 通勤手当は、支給単位期間6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位（自転車等に係る通勤手当にあつては、1ヶ月）とし、支給単位期間の最初の月の俸給の支給日に支給する。
- 5 通勤手当の支給は、前第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なはれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 通勤手当の支給の返納に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当に係る届出）

第16条 前条の対象となった職員は、直ちにその旨を通勤届（様式2）に記入し、理事長に届けなければならない。また、通勤手当の支給を受けている職員に変更すべき事実が生ずるに至った場合においても同様とする。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

2 住居手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を

11,000円に加算した額

3 住居手当の支給は、前第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、住居手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した日、住居手当

を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（住居手当に係る届出）

第18条 前条の対象となった職員は、直ちにその旨を住居届（様式3）に記入し、理事長に届けなければならない。また住居手当の支給を受けている職員に変更すべき事実が生ずるに至った場合においても同様とする。

（給与の減額）

第19条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第20条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第21条 上司の命により職員が休日に勤務したときは、その代償として代休か休日勤務手当かを選択し上司に申請すること。

2 代休は、休日勤務日のなるべく直近日にとること。

3 休日勤務手当は、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135の額とする。

（宿直手当）

第22条 宿直手当は、就業規則第37条の規定により、宿直の勤務を命ぜられた職員に対してその勤務1回につき、2,500円を支給する。

（端数計算）

第23条 第19条に規定する勤務1時間あたりの給与の額、第20条及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与の額の100分の125、100分の135又は100分の150の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与の額）

第24条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与の額は、俸給

月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間の所定の勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。但し、職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 職員が就業規則第13条第1項第2号に該当して休職を命ぜられている場合

(2) 職員が就業規則第67条第5号に該当して停職を命ぜられている場合

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において、職員が受けるべき俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。但し、職員が第22条第1項各号の一に該当する場合又は就業規則第13条第1項第1号(業務上の傷病若しくは通勤による傷病を除く。)に該当して休職を命ぜられている場合には勤勉手当は支給しない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準により計算した額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において、職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(欠勤者の給与)

第27条 職員が業務上の傷病及び通勤による傷病により欠勤した場合には、欠勤期間中の給与の全額を支給する。但し、労災法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金を受ける場合には、給与の額からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。

2 前項以外の理由による傷病により欠勤した場合には、その欠勤を始めた日から3月(結核性の疾病の場合にあっては1年)に限り、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の全額を支給し、それ以後の欠勤した期間については、扶養手当はその全額を、俸給、地域手当及び住居手当はその半額を支給する。

3 前2項以外の欠勤、遅刻及び早退の場合には、その時間及び日数に対応する給与は支給しない。

4 前項の場合に既に支給した給与がある場合には、当該職員は給与を返還しなければならない。

(休職者の給与)

第28条 就業規則第14条第2項に規定する休職を命ぜられた職員の給与については、次の各号による。

- (1) 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられた場合には、休職期間中の給与の全額を支給する。この場合には、前条第1項但書を準用する。
- (2) 職員が就業規則第13条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた場合（前号の場合を除く。）には、その休職の期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この項において「俸給等」という。）の100分の80を、この期間を超えた休職の期間中は俸給等の100分の60を、それぞれ支給する。
- (3) 職員が就業規則第13条第1項第2号の規定により休職を命ぜられた場合にはその休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60を支給する。
- (4) 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた場合にはその休職の期間中の給与については、その都度定める。

(育児休業者等の給与)

第29条 育児休業及び介護休業（以下「育児休業等」という。）をしている者の当該育児休業等の期間中の給与は支給しない。但し、期末手当又は勤勉手当の基準日に育児休業等をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、それぞれ期末手当又は勤勉手当を勤務実績に応じて支給する。

2 育児休業等をした職員が職務に復帰した場合における給与等の取扱いについては、当該育児休業等をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

3 前2項に定める事項のほか、育児休業等をする者の給与の支給に関し必要な事項は別に定める。

(退職者等の給与)

第30条 就業規則第18条第1号（業務上の傷病又は通勤による傷病のため退職した場合に限る。）若しくは第18条第4号に該当して退職した場合に、又は第22条第6号に該当して解雇された場合には、第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の俸給及び職務手当の全額を支給する。死亡の場合においても、同様とする。

(端数の処理)

第31条 この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものと

する。

(実施に関し必要な事項)

第32条 この規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成19年3月30日改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

第2条 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において別表の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第4条 切替日の前日から引き続き別表の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

第5条 前条の規定による俸給を支給される職員に関するがんの子供を守る会給与規程(以下「給与規程」という。)第22条(給与規程第23条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第23条の規定の適用については、給与規程第22条及び第23条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と附則第4条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

第6条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第8条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2条関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級
8 級	6 級
9 級	7 級
10 級	8 級
11 級	9 級
	10 級

附 則 (平成21年1月1日改正)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(平成22年6月10日改正)

この規程は、平成22年6月1日から適用する

この規程(一部改正)は、平成24年4月1日改定(公益財団法人移行)

別表

俸 給 表

職員の 区 分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再採用職員以外の職員	1	135,000	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	210,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,700	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	

	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再採用職員以外の職員	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100			
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900			
	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700			
	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300			
	62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
	63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
	64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
	65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				
	66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800				
	67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500				
	68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200				
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700				
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400				
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100				
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800				
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300					
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000					
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700					
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400					
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900					
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200						
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900						
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600						
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100						
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800						
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500						
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200						



